

# 平成29年度加古川市保育所等利用者負担額基準表（平成29年7月改定）

支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）						
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
2	市町村民税非課税世帯	1	8,000円	7,000円	5,000円	4,000円	5,000円	4,000円
		0	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)
3	市町村民税均等割課税世帯	1	14,000円	13,000円	13,000円	12,000円	12,000円	11,000円
		0	(6,500円)	(6,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
4	1円以上 48,600円未満の世帯	1	17,000円	16,000円	15,000円	14,000円	14,000円	13,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
5	48,600円以上 57,700円未満の世帯	1	23,000円	22,000円	20,000円	19,000円	19,000円	18,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
6	57,700円以上 64,700円未満の世帯	1	23,000円	22,000円	20,000円	19,000円	19,000円	18,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
7	64,700円以上 77,101円未満の世帯	1	25,000円	24,000円	22,000円	21,000円	21,000円	20,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
8	77,101円以上 80,800円未満の世帯	1	25,000円	24,000円	22,000円	21,000円	21,000円	20,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
9	80,800円以上 97,000円未満の世帯	1	27,000円	26,000円	24,000円	23,000円	23,000円	22,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
10	97,000円以上 121,000円未満の世帯	1	32,000円	31,000円	28,000円	27,000円	26,000円	25,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
11	121,000円以上 145,000円未満の世帯	1	36,000円	35,000円	32,000円	31,000円	27,000円	26,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
12	145,000円以上 169,000円未満の世帯	1	40,000円	39,000円	33,000円	32,000円	28,000円	27,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
13	169,000円以上 301,000円未満の世帯	1	54,000円	53,000円	34,000円	33,000円	29,000円	28,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
13	301,000円以上 397,000円未満の世帯	1	64,000円	62,000円	35,000円	34,000円	30,000円	29,000円
		0	(8,000円)	(7,000円)	(5,000円)	(4,000円)	(5,000円)	(4,000円)
13	第1階層から第12階層までのいずれにも属さない世帯		74,000円	72,000円	36,000円	35,000円	31,000円	30,000円

注1 上表の利用者負担額は、4月から8月分は平成28年度、9月から翌年3月分は平成29年度の市町村民税額（一部を除く税額控除は適用しません。）を基に算定します。

注2 支給認定保護者が属する世帯が次のいずれかに該当し、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、表下段の（ ）に掲げる負担額となります。

- (1) ひとり親で子どもを監護している場合
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (3) 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- (4) その他、特に困窮していると市長が認めた世帯

注3 同一世帯から2人以上の児童が下記の対象施設を利用または入所しており、下記の別表の第1欄に掲げる児童が保育所等に入所している場合は、第2欄により計算して得た額をその児童の利用者負担額とします。

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、情緒障害児短期治療施設（「児童福祉法」に定める）</li> <li>・認定こども園、家庭的保育事業等</li> <li>・幼稚園、特別支援学校幼稚部</li> <li>・児童発達支援及び医療型児童発達支援（「児童福祉法」に定める）</li> </ul>
------	--

別表	第1欄	第2欄
	ア 上記施設を利用または入所している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの。）	利用者負担額基準表に定める額
	イ 上記施設を利用または入所しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの。）	利用者負担額基準表に定める額に0.5を乗じて得た額（第2階層の場合は0円）
ウ 上記施設を利用または入所している上記以外の就学前児童	0円	

注4 支給認定保護者が属する世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満であり、特定被監護者等(※)が2人以上いる場合は、注3別表を次のように読み替えて適用します。

第1欄…ア欄削除、イ欄「特定被監護者等のうち就学前児童より年長の者が1人」、ウ欄「特定被監護者等のうち就学前児童より年長の者が2人以上」 第2欄…ア欄削除  
 ※特定被監護者等とは、支給認定保護者と生計を一にし、支給認定保護者に監護される者等のことをいう。

注5 注2に該当する世帯における注4の適用については、注4中「57,700円」とあるのは「77,101円」とし、負担額は別表の規定に関わらず0円とします。

注6 年齢区分は、平成29年3月31日時点の年齢です。

◆年度途中で誕生日を迎えても、その年度内の利用者負担額の年齢区分は変わりません。

本書は「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則」を簡略化して作成しており、言葉の定義などは関係法令・規則の例によります。